公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー(英文名「Nagano Convention & Visitors Bureau」)と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長野市の産業、自然、文化、歴史などの資源及び長野冬季オリンピックの有形無形の財産を活用し、コンベンション(イベント、各種大会、見本市等をいう。以下同じ。)の企画、誘致及び支援並びに観光の振興を図り、もって長野市の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) コンベンションの誘致及び支援に関する事業
 - (2) コンベンション及び観光の企画及び提言に関する事業
 - (3) コンベンション及び観光の情報の収集及び提供に関する事業
 - (4) 観光の宣伝その他の観光客の誘客に関する事業
 - (5) フィルムコミッションに関する事業
 - (6) お客様に対する「おもてなしの心」の普及・啓発に関する事業
 - (7) 観光案内施設等の運営
 - (8) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
 - (9) その他前条の目的を達成するため必要な事業
- 2 前項の事業は、長野県長野市及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産は、この法人 の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本

財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の 監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に 提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならな い。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、 毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。) 第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持 しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二までに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終 結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を開催しなければならない。
- 4 評議員会を招集するときは、理事長は評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所 及び目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わる ことができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨 の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人 1 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
- 3 理事長及び副理事長以外の理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第

1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある 者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を することができる。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結 の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の 満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に 定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等と して支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除又は軽減)

- 第30条 この法人は、役員の法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の賠償責任について、 法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限 度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問及び参与)

- 第31条 この法人に、任意機関として、若干名の顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人の運営に関する特定の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 3 参与は、この法人の運営に関し必要な助言を行う。
- 4 顧問及び参与の選任及び解任は理事会において決議する。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項(定款に別段の定めがあるものを除く。)

(種類及び開催)

- 第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法第 197 条において準用する法人法第 101 条第 2 項の規定に基づき、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は専務理事若しくは常務理事が理事会を 招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は理事が、同項第5号による場合は監事が、理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号により理事又は監事から請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週 間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前 2 項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を 開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は専務理事若しくは常務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 25 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席したときは、出席した理事及び監事が記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第40条 第4条に掲げる事業の適正かつ円滑な運営に関して調査及び協議し、理事会に参考意見を提出する ため必要があるときは、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事及び若干名の事務局員で構成し、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て理事長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

- 第42条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に

相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第1項に定 める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の前項の設立の登記の日における理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 笠原 甲一 北村 正博 滝沢 信一

滝沢 博 中井 正明 樋口 博

丸山 文昭 宮崎 和茂 向山 智子

監事 石田 一西 伊藤 宗正

- 4 この法人の最初の理事長は、樋口 博、副理事長は、北村 正博、専務理事は、滝沢 信一、常務理事は、 丸山 文昭とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

荒井 清 内河 一朗 土屋 彰

中村 惠美子 中村 博 北條 重幸

侭田 達男 水本 正俊 若麻績 敏隆